

シリーズ：その他

給湯器「健康被害」訴訟、機器移設で和解

西堀岳路 2017年11月15日11時00分

隣家の省エネ型給湯器「エコキュート」が発する低周波音で健康被害を受けたとして、埼玉県所沢市の60代の夫婦が製造業者らに約184万円の損害賠償などを求めた訴訟は、さいたま地裁川越支部（野口忠彦裁判長）で14日、給湯器を隣家敷地内で移設することで和解が成立した。

原告側代理人によると、給湯器や低周波音と、不眠や吐き気などの健康被害との因果関係には触れず、移設費は原告負担との内容。裁判で被告の製造業者側と住宅メーカー側はそれぞれ「原告の低周波音測定でも参照値（健康被害の原因か判断する環境省の目安）を下回っている」「設置場所に配慮すべき法的義務があるという主張に根拠がない」などと主張していた。

低周波音を巡る訴訟は各地で起きており、原告の男性は「設置場所の規制や基準があるべきだ」と話した。取材に対し、被告側の2社はともに「コメントは差し控えたい」としている。

<アピタル：ニュース・フォーカス・その他>

<http://www.asahi.com/apital/medicalnews/focus/>（西堀岳路）